

「平成 29 年度「自殺予防週間」における取組の要請」
の送付につきまして

経 済 産 業 省
中 小 企 業 庁
小規模企業振興課

平素より大変お世話になっております。

さて、平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律において、毎年 9 月 10 日から 9 月 16 日は「自殺予防週間」と規定されました。

この週間は、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

「自殺予防週間」に係る取組につきまして、貴団体にも御協力をいただきたく、「平成 29 年度「自殺予防週間」における取組の要請」を送付させていただきます。

御多忙のところかと存じますが、自殺対策の重要性に鑑み、御協力いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

経済産業省中小企業庁小規模企業振興課

担 当 笹目、竹内

電 話 03-3501-2036(直通)

F A X 03-3501-6989

E-mail sasame-yu@meti.go.jp

takeuchi-ryota@meti.go.jp

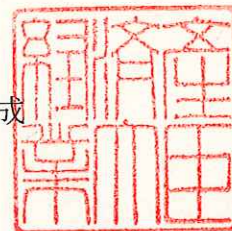
経済産業省

20170822中第1号

平成29年8月30日

化成品工業協会 代表者 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



平成29年度「自殺予防週間」における取組の要請

平成28年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年法律第11号）において、自殺予防週間を9月10日から9月16日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）には、国、地方公共団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、平成29年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺予防週間」を迎えるに当たって、以下の点について、会員企業への周知の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

- 本年度の「自殺対策強化月間」（別添1）
- 各種相談窓口（自殺対策関係の相談窓口及び主要商工会議所や各商工会連合会、当省で取り組んでいる中小企業者の経営上の相談窓口）（別添2）